

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越前町は、個人住民税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福井県越前町長

公表日

平成30年6月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>越前町は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①賦課期日時点での個人世帯状況の整理に関する事務 ②申告等情報の受理に関する事務 ③賦課決定・賦課更正及び税額通知の発送に関する事務 ④住民基本台帳に記録されていない者の課税に伴う他自治体への通知（地方税法第294条第3項通知）に関する事務 ⑤他地方公共団体との税務調査・回答に関する事務 ⑥給与支払者等からの各種申請・届出書の受理に関する事務 ⑦減免申請書の受理及び承認・却下の決定通知に関する事務 ⑧他地方公共団体への資料回送に関する事務 ⑨税務署への扶養是正等非違事項連絡に関する事務 ⑩所得・課税証明書の発行に関する事務</p> <p>なお、越前町は、地方税法に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して個人住民税の賦課徴収を行う。その税額は、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等の賦課資料から決定する。また、賦課決定後の異動、証明書の発行、収納管理、未納者に対する督促、滞納処分を行うものである。</p>
③システムの名称	1. 住民税システム 2. 課税支援システム 3. 審査システム（eLTAX） 4. 国税連携システム（eLTAX） 5. 番号連携サーバ 6. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 個人住民税特定個人情報ファイル 2. 宛名特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項及び別表第一16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項</p> <p>(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長	税務課長 木本加代子
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中第13号5番地1 越前町役場 総務課 電話:0778-34-8700
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中第13号5番地1 越前町役場 税務課 電話:0778-34-8709
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる
